

平成 2 9 年 1 月 1 0 日  
山 口 県 報 号 外 第 3 号  
監 査 公 表 第 1 号 別 冊

## 包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

# 平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

## 1 包括外部監査の特定事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3章 環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>第1 監査の結果及び意見の総括的事項</p> <p>2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見について</p> <p>(1) 報告日付の明確化等について</p> <p>「工場排水調査実施要領」に定めた各健康福祉センターから環境政策課への報告について、各健康福祉センターから報告された日付が明確ではないものや、一部について報告期日を超えて報告書が提出されているものもあった。報告期日については要領を順守すべきである。</p> <p>さらに、同要領では「健康福祉センターは排水基準違反及びそのおそれを把握した場合には、ただちに環境政策課へ情報提供すること」となっている。しかし、健康福祉センターが調査した結果、排水基準違反に係る環境政策課への情報提供が4か月を超えていたものがあったので、要領通りに「ただちに」情報提供がなされる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部環境政策課)</p> <p>報告期日の遵守及び違反があった時の情報提供に関しては、指摘後、ただちに各健康福祉センターに対し、注意喚起を行ったところであるが、改めて文書通知(H28.3.25)を行うとともに、業務説明会(H28.4.19)において徹底を図った。</p> <p>四半期報や年報に関しては、環境政策課への報告日を明確にするため、報告様式に報告日を記載するよう要領を変更した。</p> <p>違反があった時の情報提供に関しては、その方法を明確にするため、「排水基準違反等連絡票」により情報提供を行うよう要領を変更した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 その他の指摘事項、意見について</p> <p>(1) 地球にやさしい環境づくり融資事業について</p> <p>① 環境保全に関する啓発活動について</p> <p>広く本事業の趣旨や制度を周知させ必要な融資の利用を促進させることを検討すべきである(啓発活動の拡大)。</p> <p>また、低公害車について通常のガソリン車とハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車のそれぞれについて導入費用や走行費用、CO2排出量を一覧化して一目見て低公害車にメリットがあることを訴求するなどのPRを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部環境政策課)</p> <p>ホームページや金融機関へのチラシの配布等に加え、イベントやラジオ、県中小企業団体中央会などの関係団体を通じた周知や健康福祉センターの事業所訪問の際のPR等により、更なる周知を図ることとした。</p> <p>低公害車については、イベント等での普及啓発に加え、県HPで次世代自動車ガイドブックや次世代自動車の特性を紹介する一覧表を作成し掲載するなど充実を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 補助金を受ける補助事業者の見積合わせの必要性について</p> <p>モデルとなる工業団地の事業者等が平成24年度に実施したFS調査において、エネルギー監視システム</p>	<p>(主務課・室 環境生活部環境政策課)</p> <p>地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業は、平成26年度に廃止済みである</p>	<p>措置済み</p>

(以下、「システム」という)の基本設計や実証試験を行っている。そこにA者が参画し、山口県産業技術センターの支援を受けてシステムを開発した。そのため、補助事業者は、A者製のシステムを当然のこととして導入しており、システム選定にあたって見積合わせを行っていない。

また、本事業の交付要綱ではシステムの選定に見積合わせを求めるなどの規定をしていないため、現在の状況では県はシステム選定の方法まで指定できないと思われる。

しかしながら、今後は経済性等の観点から補助事業者が複数の業者の見積合わせを求めるよう、事業自体の交付要綱を改定されることが必要である。

【意見】

(3) 鳥獣保護員の選任状況の改善について

設置要綱では、鳥獣保護員の年齢を原則として25歳以上65歳未満(但し、農林事務所長が認める場合にはその限りではない。)と規定しているが、実際には規定年齢をはるかに超えた78歳の人もいる。確かに「熱意、人格、指導力、行動力」という判断基準は重要と考えるが、一方で人は育てるもの、という姿勢も重要であると考え。しかも、特定の個人に報酬である県費が固定化していることも事実である。従って、予め、複数名の将来の鳥獣保護員になりえる方を事前に人選しておく等の対応を考える必要がある。

【意見】

(4) 一般県民が理解しやすい調査結果の公表について

酸性雨調査について、測定地点と測定値を公表したのみで専門知識のない一般県民にはその影響を判断できるものとなっていない。県民の安心を確保し事業に対する理解を得るためには、より分かりやすい形での情報公開が望まれる。

【意見】

第2 監査の結果及び意見の個別的事項

I 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

1 再生可能エネルギー普及啓発事業

(3) 指摘事項及び意見

① 再生可能エネルギー普及啓発事業による事業効果について

シンポジウムのアンケート結果を読むと、「スライドの字が読みづらく、フォントサイズをもっと大きくして欲しい」等の意見もあり、事前に講師と十分な打ち合わせをする、会場の照明の照度の確認を行うなど、十分に効果が上がるような改善の余地があるものと思われる。

【意見】

② 再エネコーディネーターの業務内容について実施報告書での開示について

が、今後、類似事業を行う場合は、意見を反映するよう努める。

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

平成28年度鳥獣保護員の推薦では各農林事務所に対して65歳以上の者を推薦する場合、後任者を検討し、その検討状況を報告するよう依頼した。

しかしながら、65歳未満の者での人選は困難であったことから、年齢規定の見直しを含め、複数名の適任者を事前に人選できるよう検討したい。

改善途中

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

酸性雨調査の結果について、指導を受けてよりわかりやすい形での情報公開を行うため、平成28年1月にホームページを更新した。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

アンケート結果を講師にフィードバックし、講師と事前協議するなど、講演の質の向上に努めることとした。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

コーディネーターの各月ごとの主要な

措置済み

再生可能エネルギー普及啓発業務の仕様書では、「再エネコーディネーターを1名配置すること」のみの記載があるが、実施報告書で再エネコーディネーターが毎月毎に実施した主な業務内容等を明らかにするためにも、仕様書で毎月ごとの主要な業務内容等の記載を求めることが望まれる。

【意見】

③ 業務仕様書の記載について

業務委託検査調書を開覧したところ、検査結果欄の「合格」、「不合格」の「合格」に○印を記入しているのみであり、どのような観点から質問したのか、それについてどのような回答を得たのか、具体的に分かるような記載が別途望まれる。

そのためには、業務仕様書にて業務完了報告書等の記載内容を整理することで、次年度への質問の効率化や、更に県の担当者に変更があったとしてもポイントを押さえた質問になるものと思われる。

【意見】

2 地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業

(3) 指摘事項及び意見

① 補助事業者が実施する見積合わせについて

モデルとなる工業団地の事業者等が平成24年度に実施したFS調査において、エネルギー監視システム（以下、「システム」という）の基本設計や実証試験を行っている。そこにA者が参画し、山口県産業技術センターの支援を受けてシステムを開発した。そのため、補助事業者は、A者製のシステムを当然のこととして導入しており、システム選定にあたって見積合わせを行っていない。

また、本事業の交付要綱ではシステムの選定に見積合わせを求めるなどの規定をしていないため、現在の状況では県はシステム選定の方法まで指定できないと思われる。

しかしながら、今後は経済性等の観点から補助事業者が複数の業者の見積合わせを求めるよう、事業自体の交付要綱を改定されることが必要である。

【意見】

3 ぐらしの省エネ促進事業

(3) 指摘事項及び意見

② CO2削減県民運動キャンペーンについて

ウ その他の取組

山口県地球温暖化対策実行計画で、温室効果ガス排出量を2020年度において2005年度（基準年度）の13.4%削減を目指すという大きな目標は掲げられている。しかしながらCO2削減県民運動キャンペーンについて、省エネ・エコポイントキャンペーンを除き、目標が設定されていない。各取組について目標を設定し、実績との対比を検討するべきである。

【意見】

4 EV等次世代自動車利活用促進事業

(3) 指摘事項及び意見

業務内容の報告を求めることとした。

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

次年度への課題や当該年度に改善したポイント等がわかるよう報告書の記載内容を整理するとともに、仕様書にも反映させた。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業は、平成26年度に廃止済みであるが、今後、類似事業を行う場合は、意見を反映するよう努める。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

山口県地球温暖化対策実行計画を改定する際に目標値を設定することを検討する。

改善途中

① 山口県EV充電インフラ整備計画について  
急速充電器設置目標 130 基に対し平成 26 年度末には 122 基が設置され、ほぼ目標は達成できたとはいえ、充電器の場所の周知や利用時間の問題等解決すべき問題は、幾つかあると考えられるので、「電欠」の心配なく安心してEVを利用できる環境に向けて努力していただきたい。

また、国の平成 28 年度当初予算(案)において、次世代自動車充電インフラ整備促進事業が計上されていることから、引き続き充電器の設置について促進されたい。

ア 航続距離を考慮し、適切な間隔でのEV充電器整備を引き続き要望する。

イ 時間帯によっては一か所に集中し、急速充電までの待ち時間が長くなることも予想されるので、待ち時間短縮に向けた検討をお願いする。

ウ 今後山口県が施設を設置する場合には、一か所につき複数の施設を整備することや 24 時間利用可能な施設整備の検討をお願いする。

【意見】

## 6 農業用小水力エネルギー等活用促進事業

### (3) 指摘事項及び意見

① 簡易型小水力発電利活用実証事業の再委託について

当該事業の委託契約について、県が規定している再委託の承認申請及び再委託承認の審査が行われていなかった。適正な履行を確保するために定められた手続きを行い、競争入札等審査会の承認を得たうえで再委託を行うべきである。

【指摘】

## II 循環型社会の形成

### 1 産業廃棄物適正処理推進事業

#### (3) 指摘事項及び意見

② 購入した監視カメラの未利用について

平成 26 年度中に不法投棄多発地点における監視活動強化のため 8 台を購入した監視カメラについて、平成 27 年 11 月時点においても活用実績のない健康福祉センターが山口と長門の 2 か所ある。

設置の見込みが高い場所に試験的に導入し、監視カメラ設置の効果を検証し、監視カメラの設置効果が高いと判断された後に、追加購入するなどの検討が必要であったと考える。

【意見】

### 2 海岸漂着物地域対策推進事業

#### (3) 指摘事項及び意見

① 「調査」により得られたデータ等の活用について

平成 26 年度は、調査の実施状況や結果の発表を参加者の間で行っているが、それ以外の場で、県が主体となって活用した実績は見当たらない。個々の意識によるごみの発生抑制や回収処に繋がるよう、単

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

山口県EV充電インフラ整備計画に基づき、市町、関係機関・団体と連携し、電欠の心配なく走行できる充電インフラの環境整備を一層促進する。

また、国に対し、中山間地域等における充電インフラ整備に対する支援の拡充を要望した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農村整備課)

指摘後直ちに県の規定による再委託の手続きを行った。

措置済み

(主務課・室 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)

不法投棄等の不適正処理事案は、県内全域で発生していることから、監視カメラを各健康福祉センターへ設置することは必要である。

今後は、稼働率の向上を図るため、機材借用の手続(平成 28 年 3 月 27 日要領制定)により、当課において、健康福祉センター間の利用調整を図るとともに、定例会議の場において、活用状況を把握し、活用の拡大を要請することとした。

措置済み

(主務課・室 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)

調査結果は、県ホームページに掲載するとともに、平成 27 年 10 月に開催した「海洋ごみフォーラム」において事例発表し、広く公表している。

措置済み

にその事業の効果が関係者のみに留まるこのないよう得られたデータを有効に活用していただきたい。

【意見】

② ボランティア参加人数及びごみ回収量の目標値設定について

平成 25 年度及び平成 26 年度の実施結果を本監査で確認したが、当該事業については目標値が設定されていないため、この 2 年だけの増減をもって事業の有効性を評価することは困難である。

事業の有効性を評価するにあたって目標値の設定は重要である。今後、事業の有効性が計れるよう、目標値を設定し事業に取り組んでいただきたい。

【意見】

3 舗装補修事業

(3) 指摘事項及び意見

① 交通量の調査について

下記の平成 26 年度に実施した舗装補修工事については、当初、平成 24 年に調査した近隣の道路の交通量とほぼ同様と考えて詳細な調査まではせず、工事費用の面から安価に処理できる昼間施工を予定していたが、これを昼間施工から夜間施工に変更した。工事費用の面から安価に処理できる昼間施工を予定していたことは理解できるが、道路舗装補修事業にとって交通量等の把握は重要と考えられるため、今後は必要に応じて事前に詳細な調査をすべきと考える。(工事名：平成 26 年度 主要県道防府環状線舗装補修(防災・安全交付金)工事 第 1 工区 防府市大字新田 地内)

【意見】

② 予定価格の決定伺いに対する決裁日の記入漏れについて

予定価格の決定伺いに関する事項について、決裁日の記入が漏れていた。決裁日は事務所での意思決定がなされた重要な日であるため、今後は留意が必要である。(工事名：平成 26 年度 主要県道防府環状線舗装補修(防災・安全交付金)工事 第 1 工区 防府市大字新田 地内)

【指摘】

また、学識経験者、活動団体、行政機関等で構成する「県海岸漂着物対策推進協議会」でも調査結果を情報提供し、各機関からの情報発信を依頼した。

特に、各自治会等からなる(公財)山口県快適環境づくり連合会を通じ、効果的な情報提供を行ったところであり、幅広い県民に対し、環境美化意識の醸成を図っている。

(主務課・室 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)

県民運動として環境美化活動を促進する観点から、事業の有効性を評価する指標としては、ボランティア参加人数が適当と考えている。

このため、平成 28 年 3 月に策定した「山口県循環型社会形成推進基本計画(第 3 次計画)」において、「河川・海岸清掃参加者数」を目標値に設定し、現状(H25:135 千人)から増加(H32:140 千人)させることとした。

また、毎年度、参加人数を「山口県海岸漂着物対策推進協議会」で報告し、効果的・効率的な事業の実施に向けた意見交換を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 土木建築部道路整備課)

今後は必要に応じて交通量等を把握するための調査を実施することとした。

措置済み

(主務課・室 土木建築部道路整備課)

監査終了後、直ちに所内会議において職員に周知を図り、平成 27 年 10 月以降、決裁日を必ず記入することを確認した。

措置済み

III いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

1 鳥獣保護推進事業

(3) 指摘事項及び意見

② 有効性について

ア (愛鳥モデル校育成事業)

野鳥愛護のための学習活動等を奨励するため、愛鳥モデル校として指定された小中学校に対し、県が活動に要する機材を贈る事業であるが、事業実施要領に規定がないことから、県は指定校の活動内容を把握していない。

当該事業で重視されるべきは、機器を与えることではなく、与えられた機器によりどのような活動を行い、結果、幼年少期に野鳥をはじめ自然を大切にすることを心構えが醸成されるのかであると考え。

与えられた機器により実施要領記載の活動が行われるよう併せて講師の派遣等を行うことや、報償費の十分性を含めて、児童・生徒が愛鳥活動を通じて自然の仕組みについてより理解を深めることが出来る事業となることが望まれる。

【意見】

イ (愛鳥行事事業)

平成26年度の探鳥会(平成26年5月10日開催)は、参加人数が21名と少数であった。また、開催チラシは小中学校を中心として713通を配布している。県主催としての愛鳥推進のためには、参加人数をより増やすための施策を考えるべきであり、周知の方法を含めて実施内容の再検討及び開催チラシの記載内容の検討を行う必要がある。

【意見】

2 鳥獣被害防止対策事業

(3) 指摘事項及び意見

② ニホンジカ個体数調整に対する鳥獣被害防止対策事業の有効性について

若手担い手者数の確保について県では目標人数は設定していないが、年度ごとの達成率を判断するため目標値を設定すべきである。

【意見】

4 鳥獣保護区等設置事業

(3) 指摘事項及び意見

① 狩猟事故及び違法捕獲(鳥獣保護及び狩猟に関する法令違反)の状況について

イ 違法捕獲の状況について

狩猟免許保持者以外の一般県民については、鳥獣保護法の理解が充分ではないと思われ、法に違反する虞がないとは言えない。

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

平成28年4月1日付けで実施要領の改正を行い、今後、活動奨励措置による器材を贈呈したときは、当該器材を活用した愛鳥モデル校の活動実績報告の提出を求めることとした。

また、講師の派遣については、毎年度県自然観察指導員等派遣事業の案内文書を全モデル校に送付し、希望する学校へ派遣を行っている。

措置済み

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

県主催の探鳥会のあり方について検討を行い、27年度以降は県きらら浜自然観察公園の行事とタイアップして実施し、県だけでなくきらら浜自然観察公園からもホームページや年間行事予定表への掲載、チラシの配布を行い周知した。その結果、参加人数は27年度が27名、28年度が39名と26年度の約2倍に増加した。

措置済み

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

若手担い手確保については、一般の方への狩猟PR、狩猟免許取得への経費助成等の免許取得を促すための環境整備をする間接的な支援を行っている。

少子高齢化という外部要因が原因の大きなウェートを占める状況であるが何らかの目標を定めることで検討したい。

改善途中

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

平成28年3月4日より県自然保護課ホームページで、一般県民へ向けた鳥獣の捕獲に係る情報を発信することとした。

措置済み

法令違反件数が零の都府県が 47 都道府県中 12 都府県 (25.5%) もあることから、山口県としても法令違反件数が零となることを目指して、狩猟免許保持者への指導のみならず、鳥獣保護思想の普及を含めた一般県民の鳥獣保護法への十分な理解が得られるよう、県のホームページ、広報誌等を通じて県民へ情報発信していただきたい。

【意見】

② 鳥獣保護員が提出する業務内容報告書の期限後提出について

鳥獣保護員の年間の業務内容報告書を閲覧したところ、提出が期限 (翌月 10 日) を超過しており、また日付欄が空欄のものもあった。

県は、同報告書を期限内に提出するように、また、日付欄はすべて記入するように指導する必要がある。

【指摘】

③ 鳥獣保護員に対する研修計画について

各農林事務所管内の実情に応じ開催しているが、継続更新に該当する鳥獣保護員が多数を占めることから、内容に重複する事項も多く、研修計画に沿った実施とはなっていないのが現状である。従って、研修計画については、所期の目的が十分達成されることを前提に、実態に合致するよう次期の鳥獣保護管理事業計画の策定時に、見直しを行う必要がある。

【指摘】

10 豊かな森林づくり推進事業

(3) 指摘事項及び意見

① やまぐち森林づくり推進協議会における委員の出席について

やまぐち森林づくり推進協議会は平成 26 年度 3 回開催されたが、一度も出席していない委員が 12 名中 1 名いた。従来から委嘱する際には、「協議会の目的や開催時期等を事前に説明の上、本人の承諾を得ている」との県の回答であったが、事業採択等に係る審査を行うのであれば、次の改選時には積極的に出席する意思のある方を委員として任命すべきと考える。

【意見】

② 議事録の作成について

県ではやまぐち森林づくり推進協議会の議事録は作成義務がないとのことであるが、審議決定を行う事項については、議事録の作成は必要な手続きと考えるので、今後検討する必要がある。

【意見】

狩猟免許保持者に対しては引き続き、免許更新時等において指導を行っている。

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

平成 28 年 4 月 22 日の農林事務所の実務担当者を対象とした研修会において、当該指摘事項について文書化したものを配布し、各農林事務所を通して鳥獣保護員への指導を行った。

措置済み

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

実態に合致するように、今年度の鳥獣保護管理事業計画の策定時に見直しを行う。

改善途中

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

本事業は平成 26 年度に廃止済みであるが、平成 27 年度から実施の類似事業「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」においては、協議会の審査から県の審査に実施要領を見直したところである。

なお、次の改選時には積極的に出席する意思のある方に委員を委嘱する。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

本事業は平成 26 年度に廃止済みであるが、平成 27 年度から実施の類似事業「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」においては、協議会の審査から県の審査に実施要領を見直したところである。

この見直しにより、本協議会における審議決定事項はなくなったところであるが、今後本協議会で審査を要する事業を行う場合には、議事録等を作成する。

措置済み

① 長門市に行った補助事業について

長門市に行った補助事業は、計画段階では実施期間が1月19日から3月31日であったが、実際の実施期間は1月19日から3月23日となっており、「事業成績書」の提出も3月23日となっていた。「豊かな森林づくり推進事業補助金交付要綱」では、「事業成績書」を遅くとも3月20日までに提出するよう規定されており、計画段階から期間の設定が要綱に適合しないため、長門農林事務所は市に対して適切な提出がなされるように指導する必要がある。

【指摘】

② 下関農林事務所で実施された委託事業について

下関農林事務所で実施された「公益森林整備事業地のフォローアップ事業」の実績報告の県知事への提出期限が4月末日（実施要領第7）であるが、実際の報告日は平成27年6月19日であるため提出期限の順守が必要である。

【指摘】

1.1 藻場漁場生産力緊急対策事業

(3) 指摘事項及び意見

① 業者から入手する業務報告書等について

検査職員が業務委託が完了した際に作成する業務委託検査調書を開覧したところ、完成年月日及び検査年月日が以下のように記載されている。

完成年月日 平成27年3月9日

検査年月日 平成27年3月10日

完成年月日と業者の提出した業務報告書の年月日との整合性を検討したところ、業務報告書では「平成27年2月9日実施」としか記載されておらず、いつ完成したのか判明しなかった。委託契約書の第6条では検査を定めており、「県が報告書を受領した時は当該報告書を受領した日から10日以内に本業務の成果について検査を行うものとする」の規定が順守されたか否かも不明である。従って、完成年月日を正しく把握するためにも業者から業務報告書の提出と合わせ業務完了報告書を入手し、また、県は業務完了報告書に収受した日付の確認のために受付印を押印するなどの措置が必要である。

【指摘】

② 契約締結日の決裁日と委託契約書の契約日の相違について

ある業務に関する契約締結日の決裁日と委託契約書の契約日が、以下のように相違していた。

契約締結日の決裁日 平成27年1月13日

委託契約書の契約日 平成27年1月9日

これでは、契約締結の決裁に先立って契約が行われたことになる。その事情は担当者が誤って記載したとのことであるが（規定では起案者が決裁日を記入する）、日付は重要な意味を持つため細心の注意

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

当事業は平成26年度に既に廃止済みであるが、類似の「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」において、指摘事項を踏まえ、提出期限の遵守等についての事務連絡（H28.2.29）を農林事務所へ発出した。農林事務所は当事務連絡を受け、市町等の実施主体に対し、周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

当事業は平成26年度に既に廃止済みであるが、類似の「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」において、指摘事項を踏まえ、農林事務所に対し、提出期限の遵守等について事務連絡（H28.2.29）を発出した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

報告書等の受理日が明確でないものは、受付印を押印するよう指摘後速やかに回覧等で所内に徹底した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

公文書の作成に当たっては、日付けの記入漏れ、記入誤りがないよう指摘後速やかに回覧等で所内に徹底した。

措置済み

が必要である。

【指摘】

- ③ 決裁文書に対する決裁年月日の記入漏れについて  
下記の文書については決裁年月日が記入されておらず、その事案が正式に決定されたか否かが不明であるため、決して省略すべきではない。(件名：取水枘砂泥除去清掃業務委託料の支払いについて)

(主務課・室 農林水産部水産振興課)  
公文書の作成に当たっては、日付けの記入漏れ、記入誤りがないよう指摘後速やかに回覧等で所内に徹底した。

措置済み

【指摘】

- ④ 納品書に対する出納員の記名押印漏れについて  
平成 26 年度中の物品購入契約に関して納品書上に  
出納員の記名押印がないものが 3 件中 1 件発見されたため、全庁を挙げた再度の徹底が必要である。  
(契約名：循環式海水冷却機購入)

(主務課・室 農林水産部水産振興課)  
物品受入れ確認後、日付けの記入、押印漏れが生じないよう指摘後速やかに回覧等で所内に徹底した。

措置済み

【指摘】

1 2 広域河川改修事業・総合流域防災事業

(3) 指摘事項及び意見

② 請負工事の中間前払金について

平成 26 年度錦川広域河川改修工事第 1 区の工事について中間前払金の支払が実施されているが、中間前払金の認定請求書に添付された「工事履行報告書」に現場代理人と主任(監理)技術者の押印欄が設けられているが押印されていなかった(総括監督員及び主任監督員については押印がされていた)。押印が必要と判断して押印欄が設けられているのであれば押印を確認すべきである。

(主務課・室 土木建築部河川課)  
指摘後直ちに中間前払金の認定請求書に添付された「工事履行報告書」については、現場代理人と主任(監理)技術者の押印を確実にを行うよう徹底した。

措置済み

【指摘】

IV 大気・水環境等の保全

1 大気汚染監視指導事業

(3) 指摘事項及び意見

ア 事業の実施状況について

施設の立入検査については、検査実施後一週間で環境保健センター所長から県に報告が上がってきているにもかかわらず、県から健康福祉センターへの報告がその後 4 か月以上の期間を要しているものがあつた。特に何日以内との定めはないが、県民の安全を確保するために職務を執行するという考えに立てば、検査報告は遅滞なく行われることが望ましいと考える。

(主務課・室 環境生活部環境政策課)  
指摘後直ちに立入検査の結果について、遅滞なく関係者へ報告を行うこととした。

措置済み

【意見】

2 大気監視施設管理事業

(3) 指摘事項及び意見

- ① 大気汚染測定機器の管理について  
更新基準を文書化すべきである。

(主務課・室 環境生活部環境政策課)  
平成 28 年 3 月に更新基準を文書化した。

措置済み

【意見】

- ② 大気汚染測定機器の管理について  
現物確認の方法および確認結果の保存方法を明確化するために、手順書を整備すべきである。

(主務課・室 環境生活部環境政策課)  
山口県物品管理課が定める「山口県物品規則の運用について」に基づき実施するとともに、手順書を平成 28 年 3 月に作

措置済み

【意見】

4 有害大気汚染物質監視指導事業

(3) 指摘事項及び意見

① 分析装置賃借料について

分析装置賃借料は、ガスクロマトグラフのリース料である。平成 17 年に財政課において購入ではなくリースするよう決定し、リース期間満了後の平成 22 年にリース契約を再び締結しているが、購入かリースかの有利性の検討過程を記した文書がない。検討過程を文書として明確にしておく必要がある。

【意見】

5 水質環境保全推進事業

(3) 指摘事項及び意見

① 水質環境保全推進事業の今後の課題について

水質環境保全推進事業の今後の事業課題としては、①工場・事業場はすでに汚濁負荷量の削減が進んでいることから、汚濁負荷量の削減から管理に移行すること、また、②環境基準の達成を阻害している原因を把握し、適切に山口県の総量削減計画を改定することの 2 点である。今後も、公共用水域における環境基準達成率の更なる向上を目指して、事業を継続する必要がある。

【意見】

6 公共用水域水質調査事業

(3) 指摘事項及び意見

① 平成 25 年度公共用水域水質測定結果について

平成 25 年度公共用水域水質測定結果の概要（環境審議会提出資料）の生活環境項目の中に「湖沼については COD の達成率は横ばいであり、全窒素・全りんについては達成率が低い」との記載がある。

根本的な解決ではないが、対策として、水質浄化のための曝気施設やダムの上層ごとに放流する選択取水装置の設置、生活排水対策として浄化槽の設置をいっそう進める必要がある。

【意見】

7 水質環境監視事業

(3) 指摘事項及び意見

① 海水浴場水質調査について

ア 調査の結果及び公開状況について

開設前の県に対する健康福祉センターの検査結果報告の締切日は 5 月 26 日であるが、7 健康福祉センター中 4 健康福祉センターについては、締切日後に報告を行っていた。早期に公開し県民の安心・安全に資するためには、各健康福祉センターは提出期限を順守すべきである。

【指摘】

成した。

(主務課・室 環境生活部環境政策課)  
類似の事例では、会計規則等に沿って、検討過程を記載した記録を作成することとした。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)  
意見の内容も踏まえ、事業を継続して実施する。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)  
指摘後直ちに、湖沼の管理者（ダム管理事務所）や浄化槽の整備を所管する市町に対して、必要な水質データ等の情報提供を行い、湖沼の水質改善に向けた連携を図ることとした。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)  
各健康福祉センターに対しては、業務説明会(H28.4.19)において、報告期日を遵守するよう再度徹底するとともに、悪天候等の影響により締切までに報告できない場合は、環境政策課に事前に連絡するよう要領を変更した。

措置済み

なお、平成 28 年度の開設前検査結果については、7 健康福祉センターすべて期限内に報告を行っている。

検査結果の報道発表及び県ホームページへの掲載

指摘後直ちに、エコネット「やまぐち

措置済み

は6月20日に行われているが、エコネット「やまぐちの環境」「やまぐちの海水浴場」での情報公開は、最初の海開きの6月25日より2日遅い6月27日となっていた。これは、システム更新日の制約によるためとの説明を受けたが、少なくとも海開きの前日前までには開示する必要があると考えられる。情報公開の適時性は県民の安心を確保すると同時に観光事業の促進にも通ずると考えられることから、常に県民及び県の利益を意識し改善できる点は改善していただきたいと考える。

【意見】

② 生活排水対策に対する啓蒙活動について

所管課は「一般県民も対象として（ふるさとの川セミナー）を開催し、生活排水浄化対策の推進を図る」との事業目標を設定し、セミナーの開催の周知について、庁内関係課、各健康福祉センター、市町、瀬戸内海環境保全協会等への案内と、公益財団法人山口県ひとづくり財団にホームページへの掲載を依頼している。

その依頼日は平成27年1月21日で、申込締切日である平成27年2月5日の約2週間前であったため、市町等関係者以外の一般県民からの申込は1名であった。一般県民への普及啓発活動という目的を達成するための対策と改善が必要と考える。

【意見】

8 水質土壌汚染対策指導事業

(3) 指摘事項及び意見

① 合規性について

ア 報告日付の明確化等について

「工場排水調査実施要領」に定めた各健康福祉センターから環境政策課への報告について、各健康福祉センターから報告された日付が明確ではないものや、一部について報告期日を超えて報告書が提出されているものもあった。報告期日については要領を順守するべきである。

さらに、同要領では「健康福祉センターは排水基準違反及びそのおそれを把握した場合には、ただちに環境政策課へ情報提供すること」となっている。しかし、健康福祉センターが調査した結果、排水基準違反に係る環境政策課への情報提供が同要領で定めた4か月を超えていたものがあったので、要領通りに「ただちに」情報提供がなされる必要がある。

【指摘】

② 有効性について

ア 措置要領に基づく指導等について

「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」においては、「…改善措置について必要があると認めるときは立入調査によりその内容を確認しなければならない。」となっているため、全ての改善計画提出の事例について再調査を行うことは予定されていない。

の環境」「やまぐちの海水浴場」での情報公開が報道発表と同日となるよう、ホームページの変更を行った。

なお、平成28年度は、海開きの初日7月1日に対し、約1週間早い6月23日に公表を行った。

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

意見を踏まえ、平成27年度は、関係機関・団体等への案内を申込締切日の約1か月半前に行うとともに、山口県瀬戸内海環境保全協会主催の研修会と同時開催とし、県民への普及啓発活動がより効果的になるよう改善を図った。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

報告期日の遵守及び違反があった時の情報提供に関しては、指摘後、ただちに各健康福祉センターに対し、注意喚起を行ったところであるが、改めて文書通知(H28.3.25)を行うとともに、業務説明会(H28.4.19)において徹底を図った。

四半期報や年報に関しては、環境政策課への報告日を明確にするため、報告様式に報告日を記載するよう要領を変更した。

違反があった時の情報提供に関しては、その方法を明確にするため、「排水基準違反等連絡票」により情報提供を行うよう要領を変更した。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

「工場排水調査実施要領」において、「排水基準違反の後、改善対策を行ったものについては、必ず確認のために立入調査及び採水検査を実施すること」としており、各健康福祉センターに対し、業務説明会(H28.4.19)において徹底を図った。

措置済み

平成 26 年度は、再調査がなされていないものが 3 件あるものの、改善報告等の提出状況から全体として事業の有効性は確保されている。しかし、有効性をさらに高めるためには、可能な限り改善状況を速やかに調査することが望ましい。改善計画等の提出の後に再調査をしない場合の要件の整理が望まれる。

【意見】

9 ダイオキシン類削減対策総合調査事業

(3) 指摘事項及び意見

① ダイオキシン類排出実態調査事業の入札について  
(その 1)

県は、発生源施設調査として廃棄物焼却炉のダイオキシン類の測定を業務委託している。委託業者の選定は指名競争入札で実施されたが、1 回目の入札の際に最低の入札価格が予定価格を上回っているにもかかわらず、誤って最低価格を入札した業者を落札とした。後日、誤りに気づき 1 回目の入札に参加した業者に連絡し、入札を再度実施した。2 回目の入札に際し予定価格を決定しているが、1 回目の入札時の最低価格を予定価格としている。この点について、予定価格の変更等に関する手続きの記録が作成されておらず、事務手続きが十分でない。また、1 回目の入札でミスをした経緯をまとめるとともに、どこに原因があったのかを特定し、今後同じようなミスが起きないように対策を立てる必要がある。

【指摘】

① ダイオキシン類排出実態調査事業の入札について  
(その 2)

執行何に決裁年月日の記載がなく、競争入札等審査書の審査日の記載も漏れていた。日付は意思決定がなされた日という重要な意味を持つものであり、注意が必要である。

【指摘】

1 2 水域環境保全創造事業

(3) 指摘事項及び意見

① 他の政策との連携について

本事業の目的については、内海中部及び東部への海底に藻礁ブロックの投入により藻場を造成し、海藻による窒素等の固定により海域の環境保全を図ることにある。

漁港漁場整備課では本事業により当該目的を達成することに寄与するものではあるが、環境保全という括りで見ると藻場の造成は抜本的改善にはならず、ヘドロ化の要因を整理し、他部署の政策と連携して根本的な水域環境保全に目を向けるべきである。

【意見】

た。

なお、平成 27 年度の同調査において違反があった 18 件のうち、改善工事中である 2 件を除いた 16 件すべてにおいて、採水検査による改善確認を行っている。

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

1 回目の入札に際して、入札執行事務に習熟した職員の立会いがなかったことによるものであるため、平成 27 年度の当該事業に係る入札執行時から、当該事務に習熟した職員を入札に立ち合わせる体制とした（平成 27 年 9 月 16 日付け伺い）。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

平成 27 年度の当該事業に係る入札執行時から、執行何及び競争入札等審査書について、日付の記載漏れがないよう担当者等が一層注意するとともに、契約締結何の決裁の際にもこれらの文書を添付し、日付等の記載について、組織的に二重、三重にチェックすることとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

従前より環境政策課を中心とした県の他部署の施策と連携して事業に取り組んでいるところであるが、指摘を受け、新たな水域環境保全創造事業を実施する際は、関係部局に情報提供を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備

② 漁獲量改善の定量化について

本事業の結果、藻場の造成により魚礁化した海域においてどの程度漁獲量が改善されているかを年度ごとにデータ化して、その効果測定を行うべきである。漁協のニーズとしては水域環境の改善が最終的には漁獲量の増加に繋がることへの期待が窺えることから、県の施策としても当該効果測定及び結果の公表は重要と考える。

なお、光熊毛地区及び大島南部地区については、建網1m当たり漁獲量や漁業者1日当たり漁獲量を試算した数値が報告書に記載されており、これらの数値を活用することも一つの手法であるとする。

【意見】

14 地域水産物供給基盤整備事業

(3) 指摘事項及び意見

① 支払伺いの原議書に決裁日のないものがあつた。

【指摘】

課)

平成28年度より、モニタリングや農林水産統計等を活用し、その効果測定に努めていくこととした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

公文書の作成に当たっては、日付けの記入漏れ、記入誤りがないよう、指摘後速やかに回覧等で所内に徹底した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

公文書の作成に当たっては、日付けの記入漏れ、記入誤りがないよう、指摘後速やかに回覧等で所内に徹底した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

公文書の作成に当たっては、記入漏れ、記入誤りがないよう、指摘後速やかに回覧等で所内に徹底した。

措置済み

② 人事伺いについて、日々雇用の採用方法及び決裁方法を確認した結果、原議書の決裁日が記載されていないあつた。

【指摘】

③ 日々雇用職員出勤表の日数と支出内訳調書で実際支給された額の整合性を確認した結果、支出は適正に行われていたが、日々雇用職員出勤表の日数合計額に未記入のものがあつた。

【指摘】

18 過疎地域下水道代行事業

(3) 指摘事項及び意見

② 委託事業について

全ての起案書に決裁日の記載が漏れていたため、記入漏れのないようにしていただきたい。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部都市計画課)

指摘後、直ちに所内会議において職員に周知を図り、平成27年10月以降、決裁日を必ず記載することを確認した。

措置済み

V 環境関連産業の育成・集積

1 再生可能エネルギー関連設備導入支援事業

(3) 指摘事項及び意見

① 合規性について

ア 補助金の交付申請について

補助金交付要綱の規定に反し、工事完了日以降30日を超過して申請された申請書を受け付け、補助がなされている事例が存在した。

一律に工事完了の日から起算して30日以内の申請でなければ受け付けない取扱はしていないとの説明であつたが、公平性の観点から交付要綱に従っていない

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

補助金交付申請の受付、交付決定事務については、交付要綱に従って一律的な取扱をすることとし、当該取扱いについて、説明会、通知文書、申請窓口及びホームページ等で申請者等に周知徹底を図つた。

措置済み

い申請をどの範囲まで認めるかという点について不明確とならないよう交付要綱に従って一律的な取扱をするべきである。

【指摘】

イ 補助金交付申請書の添付資料等について

補助金交付申請書の添付資料として求めている納税証明書の日付について、平成 27 年 5 月と年度末を大幅に超えているものが見られた。必要な添付書類が確認できない場合には補助金の交付決定を行うことは妥当ではない。

また、補助金交付申請兼実績報告書の添付書類として求めている補助対象設備の引渡書（工事完了報告書や電力事業者との電力需給契約書の写しでも可）について、電力業者からの電力需給契約書を添付している場合が大半であったが、特に年度末に向かう 2 月から 3 月の当該契約書からは、3 月 10 日までに事業が完了していることは外形的には不明と考えられる。

なお、3 月 10 日までに設置が完了しないと判断した申請者は、廃止承認申請書を提出することとなるが、県から申請者への確認で設置は完了しているとして補助対象としているものも数件認められた。この場合においては「設置完了」の定義を明確にして、これに該当する添付書類を提出することが必要である。

【指摘】

② 有効性について

再生可能エネルギー導入指針目標の進捗状況のうち、太陽光発電に関しては、平成 32 年度末の導入目標をすでに達成している。

国の再生エネルギー関連の政策との関連性も強いいため難しい状況ではあるが、山口県としては太陽光発電以外の再生エネルギー導入の促進をより進めることが出来る補助金とすることが望まれる。

【意見】

2 循環型産業育成推進事業

(3) 指摘事項及び意見

④ 循環型社会形成推進基本計画改定事業について

ア 当事業はプロポーザル方式での随意契約であるが、プロポーザル審査委員 8 名は、部次長を筆頭に、いずれも内部職員である。プロポーザル方式での契約であるために、外部の専門知識を有する者等、外部委員の導入の検討が必要であったと考える。

【意見】

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

補助金交付申請書は、すべての添付書類が揃った書類のみ受け付けるとともに、チェックリストを活用し、審査を徹底することとした。

「設置完了」については、補助対象設備の工事が完了した日であり、電力需給契約書の写しでは申請期限（設置後 30 日又は 3 月 10 日のいずれか早い期日）までの設置完了が確認できないものは、引渡書（工事完了報告書等）を必ず提出させるよう手順書を整備した。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

平成 28 年 4 月から、熱利用を更に促進するため、太陽熱温水器やペレットストーブ等を新たに補助対象とするなど、制度を拡充した。

措置済み

(主務課・室 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)

プロポーザル方式の随意契約は「山口県業務委託プロポーザル方式実施要領」に基づいて実施した。

本要領では、必要に応じて専門知識を有する外部委員の参加を求められることができるが、今回の業務委託内容では、法令及び廃棄物処理の現状に精通し、専門的かつ技術的審査及び評価が可能な技術職員による構成とした。

指摘を踏まえ、課内に実施要領を再度周知徹底し、平成 28 年度の他事業のプロポーザル方式による随意契約では、必要に応じた外部委員を含む審査委員会を平

措置済み

イ プロポーザル審査票において、個々の審査委員が決定した審査点数が赤ペンにより訂正されている。審査票において訂正の理由を明確にし、記載しておく必要がある。

【意見】

## 7 強い畜産生産拡大事業

### (3) 指摘事項及び意見

#### ② 決裁日等の記入漏れについて

ア 下記において決裁日等の記入漏れがある。日付は担当部署の意思決定をした日であるから注意が必要である。

補助金交付先に対し県が発出する内報の通知伺いの決裁日記入漏れ

【指摘】

イ 下記において決裁日等の記入漏れがある。日付は担当部署の意思決定をした日であるから注意が必要である。

県が行う補助金の額の確定に関する伺いの決裁日記入漏れ

【指摘】

ウ 下記において決裁日等の記入漏れがある。日付は担当部署の意思決定をした日であるから注意が必要である。

補助事業者の提出した補助金交付請求書に係る県の受付印の押印漏れ

【指摘】

## VI 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

### 1 やまぐちスロー・ツーリズム推進事業

#### (3) 指摘事項及び意見

##### ① 体験型教育旅行の受入状況について

体験型教育旅行の受入人数と受入地域数の目標値は平成 29 年度に設定しているが、年度ごとの目標値がないため平成 26 年度が目標を達しているのか否か判断ができない。目標値に到達するための年度ごとの目標も設定すべきである。

【意見】

成 28 年 4 月 5 日に設置して実施した。

(主務課・室 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)

指摘後、直ちに、監査審査表の訂正の理由を明確にし、審査委員会の補足資料として記録保管した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)

指摘後、関係職員に対し、内報の通知伺いの決裁日の記入について徹底した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)

指摘後、関係職員に対し、額の確定に関する伺いの決裁日の記入について徹底した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)

指摘後、関係職員に対し、補助金交付請求書に係る県の受付印の押印について徹底した。

措置済み

(主務課・室 総合企画部中山間づくり推進課)

体験型教育旅行受入地域数は平成 27 年 10 月に策定した「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要業績評価指標としており、この戦略を策定する際、目標年度の目標値と合わせ年度目標も設定した。

措置済み

体験型教育旅行受入人数は「山口県体験型教育旅行アクションプラン」の進行管理等を行う山口県体験型教育旅行推進協議会において各年度の目標値を設定す

② 農林漁家民宿の状況について

農林漁家民宿数の目標値は平成 29 年度に設定しているが、年度ごとの目標値がないため平成 26 年度が目標を達しているのか否か判断ができない。目標値に到達するための年度ごとの目標も設定すべきである。

【意見】

2 ISO環境やまぐち高度化事業

(3) 指摘事項及び意見

山口県マネジメントシステム定期監査結果で、「一部に(エコ・オフィス以外の個別の)環境側面を特定していない課があった。環境側面の無い課があることは、課の所管業務によっては仕方がないとの考えもある。しかしながら、是非とも課の主要な業務や役割を環境という面から影響をとらえてもらえば、著しい環境側面の候補がクローズアップされて、おそらく本来業務が著しい環境側面として決定されると思われる。その点について取組のテーマの幅を広げるといふ思いから、環境側面のとらえ方について一考いただきたい。」等との監査意見もあるので、今後の「山口県エコ・オフィス実践プラン」を推進するうえで参考としていただきたい。

【意見】

3 やまぐち自然環境学習推進事業

(3) 指摘事項及び意見

① 秋吉台ビジターセンター及び角島ビジターセンターの利用者数について

秋吉台ビジターセンターの利用者数は平成 24 年度に目標値を超えているが、平成 25 年度以降は目標値を下回っている。角島ビジターセンターについては直近 3 年間いずれも目標値を下回っており、利用者数の実績は減少傾向にある。

県民の自然環境学習の推進のためにも、ビジターセンターの利用者数を増やすための具体的な方策を検討する必要がある。

【意見】

② 自然解説指導員のマニュアル作成・研修実施について

自然解説指導員はビジターセンターの来館者等に対して自然解説指導業務を行うが、業務マニュアルなどは作成されておらず、研修も実施されていない。前任者から業務内容の引継ぎを受けているとのことであるが、来館者等にある一定のレベルの解説指導をおこなうためには業務マニュアルなどを作成し、業務マニュアルを使用した研修を実施すべきで

ることとしており、平成 28 年度目標は平成 28 年 3 月 16 日に開催した協議会で決定した。

(主務課・室 総合企画部中山間づくり推進課)

農林漁家民宿数は平成 27 年 10 月に策定した「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要業績評価指標としており、この戦略を策定する際、目標年度の目標値と合わせ年度目標も設定した。

措置済み

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

平成 27 年 6 月に「山口県エコ・オフィス実践プラン」を改定し、ISO14001 規格を統合した、県独自の環境マネジメントシステムとして運用しており、意見を参考とし、さらに周知、徹底を図っていく。

措置済み

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

指定管理者である美祢市及び下関市と具体的な方策について、今年度から検討を行う予定である。

なお、広報広聴課と連携し、5月23日のYAB 県政放送「イキイキ!山口」で秋吉台ビジターセンター主催の自然観察会を紹介した。

改善途中

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

業務マニュアルの策定について、今年度、指定管理者である美祢市及び下関市担当者及び自然解説指導員と協議を行う予定である。

改善途中

ある。

【意見】

4 きらら浜自然観察公園管理運営事業

(3) 指摘事項及び意見

① 合規性について

協定書（管理条例）に規定された業務のうち「野生動植物に関する資料等の収集及び展示に関すること」について、事業計画書及び事業報告書において「資料等の収集」についての記載がない。

当規定（条項）については具体的な内容が不明確ではあるが、協定書において業務の範囲に含まれている以上、説明可能な計画と実績が必要である。

【指摘】

（主務課・室 環境生活部自然保護課）

平成 28 年 3 月 23 日付けで提出された平成 28 年度事業計画書において、施設周辺の鳥類等の個体数・生息状況等にかかるデータ等の収集を行うこと、県内外における鳥類の飛来状況等の資料を収集する予定であることを確認した。

また、平成 28 年 5 月 13 日付けで提出された平成 27 年度事業実績報告書において、渡り鳥の飛来状況、周辺干潟鳥類、植物等にかかるデータ等の収集を行ったことを確認しており、実績報告書を提出させることとした。

措置済み

② 有効性について

来場者数について、平成 23 年度から比較すると減少傾向を示している。

きらら浜自然観察公園自体が有する公益的な機能や、また、自然保護の観点から、入場者数のみが当事業の有効性を示す唯一の指標ではないが、管理条例の規定のとおり、より一層県民に野鳥その他の野生動植物に親しむ機会を提供し、自然保護の県民の理解を深めるために、県民の利用を促進する施策が必要であり、毎年同じような事業を繰り返す中で利用者が減少している現状は改善すべきである。

【意見】

（主務課・室 環境生活部自然保護課）

平成 26 年度以後、工作教室、自然観察会の内容等随時見直しを行っている。また、野鳥撮影入門等新規企画事業も実施し、併せてホームページのリニューアルや、地元小中学校等教育関係者、また、世界ジャンボリー関係者に当施設の周知に努めた。その結果、平成 27 年度の年間入場者数が 18,271 人となり、目標値である 17,000 人も大きく上回った。

今後も、指定管理者と協議し、事業の充実、関係者への周知等により、利用者の増加に努めたい。

措置済み

③ 経済性、効率性について

散水液膜式浄化装置を導入しているが、浄化装置はろ過材を利用して水質の改善を図るものであり、ろ過材は定期的（2 か月に 1 回）に交換が必要である。ろ過材については、平成 27 年 2 月 9 日の当業務の現状等の確認を行った際の文章の中で、「現時点では、特注となるため高価」と記載されている。ろ過材のランニングコストが多額であるのであれば、例えば、淡水池の水の流れを確保する土木工事等、他の手法を取ることが出来る可能性があったことも考えられる。当事業のように継続的なランニングコストが生じる事業については当初の計画の時点でランニングコストを含めた経済計算をすべきである。

【意見】

（主務課・室 環境生活部自然保護課）

散水液膜式浄化装置を用いた淡水池の浄化については、ろ過材等のランニングコストの負担を踏まえ、次年度以後も継続するか指定管理者と協議の上検討したい。

また、他の方法を検討するにあたっては、ご指摘のとおりランニングコストを含めた経済計算を実施することとした。

改善途中

5 自然公園保護管理事業

(3) 指摘事項及び意見

② 自然公園維持管理委託について（その1）

業務の成果報告書について、一部の作業実施場所において、写真の添付がないものがあつた。報告書には当該場所で作業が実施されたことを示す写真以

（主務課・室 環境生活部自然保護課）

報告書に完了後の写真を添付するよう検討する。

改善途中

外の資料等の添付はなく、実際に作業が実施されたか否かの判断はできなかった。写真の添付は作業が実際に完了したことを示す唯一の証拠であり、報告書に添付漏れがないよう留意すべきである。

【意見】

- ② 自然公園維持管理委託について（その2）  
公園施設の維持管理、清掃等の委託契約書には、報告書に作業実施後の写真を添付しなければならない旨の規定はない。しかし現状では、作業が完了したことを報告書に添付してある写真にて確認している。現状の運用方法に則して、報告書の様式を変更するか、委託契約書に作業実施後の写真の添付が必要である旨を明記するか等の検討が必要である。

【意見】

## 6 利用施設維持補修事業

### (3) 指摘事項及び意見

- ① つのしま自然館維持補修業務について  
情報端末設備取替については、故障5か所の取替は平成24年度計画から継続的に要望され続けたものを、今期に採用したものである。

角島は県の観光資源として全国的にも有名であり、その中核施設のアトラクションの補修を2年間保留していたことは、県の利益を損なうものであると考える。執行額も665千円と比較的少額であったことから、県有財産の価値向上のため、機動的な対応がとれる仕組みが必要と考える。

【意見】

## 7 中国自然歩道管理事業

### (3) 指摘事項及び意見

- ① 中国自然歩道の維持管理業務委託について  
ア 標識等の施設は設置後30年以上を経過しており、中には破損している物もあると思われるので、中国自然歩道管理委託契約における業務範囲に、施設の点検を含め、パトロールに併せて点検も実施すべきである。

【意見】

イ 成果報告書で、報告者の氏名、報告年月日がないものがあったので、報告時に点検して明記するよう指導すべきである。

【意見】

ウ 委託先である市が業務の一部を県の承認を得て再委託しているが、成果報告について、再委託先からの報告はあるものの、委託先である市に対し、県は正式な成果報告書を求めている。市についても、後日の記録として残すために成果報告書の提出を求めるべきである。

【意見】

(主務課・室 環境生活部自然保護課)  
報告書に完了後の写真を添付するよう検討する。

改善途中

(主務課・室 環境生活部自然保護課)  
指摘の内容を踏まえ、自然公園内の施設の補修については、引き続き施設の管理者や地元市町からの要望を聞きながら、予算の範囲内で、緊急性の高いものから優先して実施していく。

措置済み

(主務課・室 環境生活部自然保護課)  
標識等の施設の点検については、平成28年6月30日付けで各農林事務所へ文書でパトロールを依頼し、10月中に実施報告書の提出を受けた。

措置済み

(主務課・室 環境生活部自然保護課)  
平成28年4月開催の研修会で報告書に氏名、報告年月日を明記するよう指導した。

措置済み

(主務課・室 環境生活部自然保護課)  
平成28年4月開催の研修会で委託先が行った業務について、成果報告書に添付するよう指導した。

措置済み

エ 管理運営方針で定めのある、各都府県間の具体策の調整を図るための組織について、山口県では立ち上げられていない。

立ち上げていない理由（＝必要性等）の説明を受けたが、そうであるならば、管理運営方針の規定を現実の実務と整合させるために修正することが必要である。

【意見】

（主務課・室 環境生活部自然保護課）  
管理運営方針の規定の取り扱いについて、環境省と協議する予定である。

改善途中

オ 管理運営方針で定めのある、環境省に対する具体的な管理運営計画の提出と、毎年度の管理運営の実績報告について、毎年度の管理運営実績報告が行われていない。

環境省からの提出要請がないためとの説明を受けたが、そうであるならば、（エと同様）管理運営方針の規定を現実の実務と整合させるために修正することが必要である。

【意見】

（主務課・室 環境生活部自然保護課）  
管理運営方針の規定の取り扱いについて、環境省と協議する予定である。

改善途中

## 8 国定公園施設整備事業

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 経済性・効率性について

転落防止策の再整備について、従前の鉄筋コンクリート製から樹脂製へと素材を変更している。

再整備における経済性や効率性を考えると樹脂製の方が有利なのかもしれないが、耐用年数を想定した投資期間で比較した上で戦略的な投資意思決定をすべきと考える。

【意見】

（主務課・室 環境生活部自然保護課）  
耐用年数を想定した投資期間も考慮した上で、環境条件、施工性、経済性など総合的に判断するよう検討したい。

改善途中

## 9 森林づくり活動支援事業

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 補助金交付団体数および整備面積の推移について

当該事業については、数値化された目標は設定されていない。そのため事業の目的を達成したのかどうか評価が困難である。事業の有効性を評価する上において目標の設定は重要であるため、適切な目標値を検討する必要がある。

【意見】

（主務課・室 農林水産部森林企画課）  
本事業は、平成26年度に廃止済みであるが、平成27年度から実施の類似事業において、県HPに5ヵ年の目標数値を示したところである。

措置済み

## 10 電線共同溝整備事業

### (3) 指摘事項及び意見

#### ア 電線共同溝事業の有効性について

当該事業の経緯からすると、今後、新下関停車場稗田線で電線共同溝整備事業が完了した際には、速やかな無電柱化が期待できる。しかし、各関係者との調整が必要なことから、現時点で工事完了時期が未定ということであり、工事中の状態が長期化することは交通を妨げ危険を増長させる要因となるので、速やかに工事の完了を図るべく善処していただきたい。

【意見】

（主務課・室 土木建築部道路整備課）  
指摘後、関係機関と情報を共有するとともに、引き続き連携して、工事の早期完了に努めることとした。

措置済み

イ 移設補償費の支払について

移転補償費の支払いに関する7つの案件について、所長印のない起案書が1件、決裁日付については記載漏れが散見された。日付は意思決定がなされた日という重要な意味を持つので、漏れのないように適正に処理する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部道路整備課)

監査終了後、直ちに所内会議において職員に周知を図り、平成27年10月以降、決裁日を必ず記入することを確認した。

措置済み

VII 共通的・基盤的施策の推進

1 地球にやさしい環境づくり融資事業

(3) 指摘事項及び意見

② 合規性について

「山口県地球にやさしい環境づくり融資施設整備完了報告書」において、以下のような不備が散見された。必要箇所に正確な記載をした上で適切に書類を保存するべきであり、事務執行上改善を要する。

ア 融資認定通知日付について記載がないものがある。

イ 完了報告書の提出日付について記載がないものがある。

ウ 融資認定通知日付が完了報告書の提出日付より後日付で記載されているものがあるが、認定通知日付が先でないと事務手続きにおいて矛盾が生じることとなる。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

報告書の受領後、内容についてのチェックを複数人で行い、必要に応じて内容の確認を求める等、適切に対応することとした。

措置済み

2 やまぐちさわやかエコネット利用促進事業

(3) 指摘事項及び意見

② 有効性について

アクセス頻度の高いページの把握等はすでになされているが、より一層エコネットやエコネットにリンクされている閲覧頻度の低いページが閲覧される仕組みを作り、迅速な情報提供に加えて環境に関する県民への啓発という機能も強化されることが望まれる。

【意見】

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

閲覧頻度を高め、環境に関する県民への啓発という機能も強化するため、平成28年4月にホームページを改修した。

また、平成27年9月に県民が必要とする情報を探しやすくするため、『山口の環境』のトップページを改修した。

措置済み

③ 経済性について

予算積算時において、随意契約先の見積書の数値のみではなく過年度の実績数値等を利用しながら、県として予算積算の計算要素である作成枚数及び更新枚数の妥当性を主体的に検討する必要がある。

【意見】

(主務課・室 環境生活部環境政策課)

平成28年度当初予算において、作成枚数及び更新枚数による積算ではなく、過年度における更新作業に係る作業実績(日・人)による積算への見直しを行った。

措置済み

## 平成 16 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

一般会計の補助金の財務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1) 学事文書課が所管する補助金</p> <p>サ 萩国際大学施設整備補助事業</p> <p>(ウ) 意見</p> <p>b 補助金の有効性評価について</p> <p>萩国際大学施設整備補助事業の事後評価については、大学に直接補助している萩市が実施している内容を検討し、審査する必要がある。</p> <p>当初目標と実績との対比は可能な時期に来ていると考えられる。このような単発的な補助については、結果をはっきり評価することが可能であること等から、県民に対して説明責任があるものと判断する。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>至誠館大学については、平成 28 年 1 月に 2 回目の民事再生手続きが終結し、大学を運営する法人において、2 年連続で入学定員を満たすなど一大学として再出発する取組を進められているところである。</p>	措置済み

# 平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)(そ の 2)

## 1 包括外部監査の特定事件

(その1) 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況について

(その2) 山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>包括外部監査の結果報告書 (その1) 第3 外部監査の結果 (個別事項) 1 人件費関係 (教職員課) (1) 教職員人件費について ク 人事管理 (オ) 勤務評定 d 勤務評定の基準について 現状の勤務評定結果は、主には研修及び人事管理に利用されており、今後は職員の資質をより向上させるために、また、職務遂行能力の向上を図るために、職員の勤務成績の勤勉手当への反映及び表彰等の制度の充実、さらに能力・実績を重視した勤務評定と昇給・昇格とを結びつけるなど、より公平な人事管理の導入を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教職員課) 地方公務員法の改正を受け、これまでの試行実施の実績を踏まえて教職員評価制度を改定し、校長、副校長、教頭以外の教職員についても評価結果を給与に反映させることとした。目標管理の取組については従前のおり行い、評価の取組を、職員が業務を遂行する上で発揮した能力を評価する能力評価と、職員が業務を遂行する上で挙げた実績を評価する業績評価により行うこととした。管理職以外の給与反映については、業績評価の結果を活用することとしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>包括外部監査の結果報告書 (その2) 第5 山口県立美術館 2 外部監査の結果 (個別事項) (1) 利用状況等 イ (イ) 企画展の収支の状況 a 収支の分析 (a) 没後 30 年香月泰男展について 現在の県のシステムからは、収支明細を自動的に作成することはできないため、手作業で収支明細を作成しており効率的ではない。事業を行う限り、収支の状況は明らかにする必要があり、(そうでなければ事業評価はできない)、会計システムについて検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部文化振興課) 現在、企画展は実行委員会にて実施しており、県の財務会計システムを使用せず、独自に効率的な経理を行っている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(13) 美術品管理システム</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(ア) システムの有効活用について</p> <p>美術品管理システムは、データ未整備のため、美術品の入出庫管理及び利用履歴の機能は指定物品に利用されているだけで、作家管理機能はまったく利用されていないという状況であり、十分利用されていない。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(ウ) システムの導入効果について</p> <p>美術品管理システムの導入効果を定性的・定量的に示したものがなく、導入目的の達成度が検証できず、目的達成に向けてのコントロールがされていない。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部文化振興課)</p> <p>美術品の管理方法や費用対効果等を検討した結果、システムを廃止した。</p> <p>(主務課・室 観光スポーツ文化部文化振興課)</p> <p>美術品の管理方法や費用対効果等を検討した結果、システムを廃止した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	--	----------------------------

# 平成 18 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

( そ の 1 )

## 1 包括外部監査の特定事件

(その1) 試験研究機関の財務事務について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>包括外部監査結果報告書 (その1)                      第5 山口県農業試験場                      2 監査結果                      (6) 公有財産管理                      ウ 意見                      (ア) 未利用土地について                      かつては、場外ほ場として利用していたが、現在は未利用となっている土地について、将来的に行政財産としての利活用が見込めない場合には、普通財産に分類替えをし、売却処分について具体的な検討を行うこととしているが早急な対応が必要である。                      【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部管財課)                      平成28年2月に購入申込みがあり、平成28年4月に売却した。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 19 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(3) 指定管理者制度導入施設</p> <p><u>指定管理者制度導入各施設</u></p> <p>ツ 山口県油谷青年の家</p> <p>(イ) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p> <p>(a) 意見</p> <p>指定書附款管理業務実施規程で、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか規定されていない。包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁社会教育・文化財課)</p> <p>平成 28 年度の指定管理者更新に伴い、包括協定書と指定書附款管理業務実施規程の整合性に留意し作成した。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>1 総括意見</p> <p>(2) 公有財産台帳(固定資産台帳)の情報システム化(意見)</p> <p>ア 情報システム化の必要性</p> <p>公有財産台帳の情報システム化については、単純に現行の公有財産台帳に関わる業務をシステム化するのではなく、現行の公有財産台帳、物品管理台帳(システム)に関わる業務を、新公会計制度への対応も加味して再構築し、全体として理想的な業務フローが実現できるように、システム化することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>イ 他のシステムとのデータ連動</p> <p>新公会計制度への対応を前提とした情報システム化においては、公有財産台帳と物品管理台帳とを統合し、固定資産を一元的に管理する固定資産システムを構築すると共に、データ連携すべきシステムとのデータ連動においては、データ連動の整合性をシステム的に確保する仕組みとすることが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>ウ 情報システム化への提言</p> <p>(ア) 物品と公有財産</p> <p>物品と公有財産を必ずしも同一のシステムで処理すべき必然はないが、取得・除却等の財産異動に関わる基本的な業務・システムフローは共通化でき、財務会計システムとの間でデータをやり取りする手順や形式等の基本方針も統一化しないと、業務的にもシステムの非効率である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部管財課)</p> <p>新地方公会計制度の導入に基づき、庁内プロジェクトチームを設置し、平成28年度において固定資産台帳を整備することとしている。</p> <p>この固定資産台帳は、公有財産台帳に登録している財産のほか、道路や河川等のインフラ資産や物品など、県有の有形・無形の固定資産すべてについて登録することとなり、整備マニュアルについても作成済みである。</p> <p>(主務課・室 総務部管財課)</p> <p>新地方公会計制度の導入に基づき、庁内プロジェクトチームを設置し、平成28年度において固定資産台帳を整備することとしている。</p> <p>この固定資産台帳は、公有財産台帳に登録している財産のほか、道路や河川等のインフラ資産や物品など、県有の有形・無形の固定資産すべてについて登録することとなり、整備マニュアルについても作成済みである。</p> <p>(主務課・室 総務部管財課)</p> <p>新地方公会計制度の導入に基づき、庁内プロジェクトチームを設置し、平成28年度において固定資産台帳を整備することとしている。</p> <p>この固定資産台帳は、公有財産台帳に登録している財産のほか、道路や河川等のインフラ資産や物品など、県有の有形・無形</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

(イ) 財務会計と固定資産

財務会計とのデータインターフェースについて、財務会計と固定資産とは財産管理を目的とした固定資産のほうが細かな単位で管理されている。そのため、データ連動は財務会計から固定資産システムへのデータインターフェースとし、固定資産台帳側で個々の資産No.への振り分けを行い、合計データの一致を系統的に保証する仕組みとするのも一つの方法である。

【意見】

3 未利用財産に登録されている土地(普通財産・行政財産)

(2) 売却予定の未利用土地

ウ 最近生じた未利用土地

(カ) 教職員防府住宅跡地

未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、墓地が隣にある等売却できない原因を検証しつつ、売却促進を図る必要がある。

【意見】

4 行政財産の有効利用

(2) 知事部局における職員公舎再編と未利用・低利用財産

エ 個別的事項

(ウ) 室の木寮

室の木独身寮の駐車場の収容台数は32台であるが、改修により管理戸数が31戸から16戸に減少したことにより、駐車場が結果的に過大となっている。

部外者の不法駐車の実態もあり、余剰駐車場については、一般への賃貸、又は、売却等を検討する必要がある。

【意見】

(3) 知事部局の出先機関再編と未利用・低利用財産

ウ 個別事項

(エ) 周南総合庁舎

レストランについて新たに募集しても、応募者がいないとのことであるが、レストランに限らず、多岐にわたり検討をする必要がある。又、財産台帳は常に整備しておく必要がある。

【意見】

の固定資産すべてについて登録することとなり、整備マニュアルについても作成済みである。

(主務課・室 総務部管財課)

新地方公会計制度の導入に基づき、庁内プロジェクトチームを設置し、平成28年度において固定資産台帳を整備することとしている。

この固定資産台帳は、公有財産台帳に登録している財産のほか、道路や河川などのインフラ資産や物品など、県有の有形・無形の固定資産すべてについて登録することとなり、整備マニュアルについても作成済みである。

措置済み

(主務課・室 総務部管財課)

平成28年7月に一般競争入札を実施、同月売却した。

措置済み

(主務課・室 総務部税務課)

平成28年1月に一般競争入札を実施、同月売却した。

措置済み

(主務課・室 総務部税務課)

指摘後直ちに財産台帳を整備するとともに、平成28年度より会議室等として利用可能なスペースに整備した。

措置済み

<p>(4) 本庁舎及びその周辺の未利用財産 イ 個別事項 (エ) 厚生棟 2階 (旧食堂及び旧職員会館事務室) ① 旧食堂 旧食堂は厨房が設置されており、利用が限定されるため、平成 19 年 3 月末に食堂業者が撤退して以降、利用されない状態が続いている。何らかの有効利用を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>② 旧職員会館事務室 旧職員会館事務室は、現在、職員会館に対して使用許可されているが、使用状況は物置場である。旧会館事務室は、条件の良い場所にも関わらず、未利用といっても過言ではない状況であり、もっと積極的に有効利用を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>③ 空室等 厚生棟 2 階は、県職員以外の者の出入りもかなり有り、県民の財産を活用していないと見る向きも多々あると考えられることから、空室等には「入居者募集」などの広告を張り出すなど、有効活用に向けた姿勢も大切である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部給与厚生課) 平成 28 年 4 月 1 日から山口県消費生活センターが体験学習型消費者教育施設「まなべる」として使用を開始した。</p> <p>(主務課・室 総務部給与厚生課) 平成 28 年 4 月 1 日から山口県消費生活センターが事務室及び相談室として使用を開始した。</p> <p>(主務課・室 総務部給与厚生課) 旧食堂及び旧職員会館事務室は平成 28 年 4 月 1 日から山口県消費生活センターとして使用を開始した。今後、空室となった場合には募集広告等を利用する。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>5 公有財産 (土地・建物) 管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況 (4) 措置状況が「措置済み」と判定されているもの エ 土地取得事業特別会計 (ア) 土地の取得価格と複数の鑑定評価 措置内容の継続性を確保し、改善効果を確実に上げるため、複数の鑑定評価をとる場合の金額基準を具体的に定め、規程化する必要がある。例えば、土地の路線価、固定資産税評価額等で一定金額以上のものは、原則として 2 名の鑑定評価とする必要がある。 又、一定金額を超えるもので、例外的に 1 名とする場合は、1 名でも鑑定結果に大きな差が出ない理由を明確にしておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(イ) 土地開発公社及び国有地の取得と鑑定書等の入手 「・・・入手する」という方針だけで「措置済み」とするのではなく、規程化される等実行されることが確実となった段階で「措置済み」とすべきである。 担当者が変わっても、措置内容の継続性を確保するため、「土地開発公社及び国有地の取得分については、今後、鑑定書等を相手方から入手することとする」旨を規程する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部管財課) 土地の取得価格は鑑定評価額によっているため、的確に評価する必要があると認識しているが、今後、土地取得基金により、土地を先行取得する予定はなく、基金の現金残額も 9 千万余りと少額であるため、複数の鑑定評価をとる基準を定める必要性はないと考える。</p> <p>(主務課・室 総務部管財課) 土地取得基金により土地を先行取得する予定はなく、山口県土地開発公社は既に解散している。 なお、公有財産を取得する場合の土地の評価は、山口県公有財産規則の運用で、不動産鑑定士の鑑定によることと規定している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

## 平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>4 農業振興課</p> <p>(6) やまぐちフラワーランド管理運営事業</p> <p>キ 監査結果</p> <p>(ア) 指定管理者導入ガイドラインによれば、原則公募となっている。例外措置として、公募しない場合は、ホームページ等で理由を公表しているが、柳井市の振興上の理由から非公募とするのは、指定管理者制度の趣旨に沿わないと考える。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(イ) 指定管理者団体が市の100%出資団体であり、民間の知恵を導入するという方針とは整合しないのではないかと考える(指定管理者制度ガイドラインの概要の中で、「民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上…(略)…を図る」とある。)。また、少なくとも民間企業が参入している場合を想定してコスト面や収入面での効果を検証する体制が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>入園者の推移を見ても、開園年度は見込値に概ね近似するものの、以降は年々目標値に対して下振れしているため、民間の競争原理を導入する必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(オ) 県民の花と緑へのふれあい、山口県の花き振興の拠点とすることを主目的とした事業であるが、単独指定の理由として、「柳井地域の花き振興や観光振興を推進する必要性」や「柳井市の地域振興は他者では困難」などとされている。確かに施設の立地上は柳井市であるが、それをもって、指定管理者が必ずしも、「やない花のまちづくり振興団体」が単独指定される理由にはならないと考える。開園当初から柳井市の補助負担割合が高まっているものの、依然として県が65%負担することについて検討する必要があると考える。(開園当初は柳井市15%・山口県85%)。</p> <p>柳井市に売却するなど、県の財産から切り離して、柳井市独自での振興を図ることも検討する必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 平成27年9月に原則どおり公募を実施した。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 民間企業の参入機会を設けるとともに、民間の競争原理を導入するため、平成27年9月に公募を実施した。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 民間企業の参入機会を設けるとともに、民間の競争原理を導入するため、平成27年9月に公募を実施した。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 平成27年9月に単独指定から公募に切り替えて実施した。 また、公募を実施する際に過去の運営費実績等を精査した上で、改めて県の負担額を設定した。 なお、柳井市への移管について検討を行ったが、県東部を中心に広域で県民への花き振興を図る役割を担っていることから、市単独で本役割を担うのは困難である。 引き続き柳井市や関係団体等と協力して、県民への花き振興を図りたい。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

## 平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>5 商工労働部 観光振興課</p> <p>(5) 広域観光推進事業</p> <p>エ 監査結果</p> <p>(オ) 関門海峡観光推進協議会として誘客促進事業を行っているが、関門エリアでの事業の結果、山口県を周遊してくれた観光客がどの程度いたか、さらに山口県にどのようにプラスの経済効果を生んだかを示すデータがない。例えば、巖流島イベントに来訪した観光客にアンケートを取り、翌日の観光予定地等を情報として入手することで、県内周遊客がどの程度潜在的に存在しているかを把握する必要がある。また、県内周遊予定者が少ない場合には、今後どのようにすれば改善できるかといった視点での情報として活用できる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部観光政策課)</p> <p>平成 28 年 5 月に開催された巖流島イベントにおいて来場者アンケートを実施し、滞在日数やイベント前後の訪問先などの観光客の動向を把握するための情報を取得するとともに、調査結果をイベントによる経済効果の推計等に活用した。</p> <p>今後も、定期的に来場者アンケートを実施し、観光客動態調査の結果等についても積極的に活用して、観光客の滞在時間をより長くするための取組やイベントの改善点の検討などに活用する。</p>	措置済み

## 平成 26 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について</p> <p>第1 監査の結果及び意見の総括的事項</p> <p>2 特に重要と考える指摘事項、意見等について</p> <p>(2) 監事監査について</p> <p>③ 監事による税務申告書の作成指導について</p> <p>山口県国際交流協会のある監事は税理士として報酬を得て税務申告書の作成指導を行っており、その監事としての独立性が保持されているか否か疑問である。このような疑問の残る外観を呈しないためにも、監事監査のみか、または会計業務の指導及び税務申告書の作成指導を行うように改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部国際課)</p> <p>平成 28 年度評議員会 (H28. 6. 17) において、現在の監事の辞任と新たな監事の選任を行ったことにより監事としての独立性を保持した。</p>	措置済み
<p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>1 公益財団法人山口県ひとつづくり財団</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について</p> <p>イ 税務申告書の作成について</p> <p>税理士である監事が所属する税理士法人の、他の税理士が税務申告書を作成している。同じ税理士法人内での税理士同士であり、間接的ではあるが当財団と利害関係があると判断されるため、当該監査の独立性に疑義が生じることになる。税務申告代理は、他の独立した税理士に依頼する等、早急に対応する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課)</p> <p>平成 28 年 6 月に、当該監事が任期を満了し、財団とは利害関係のない者が新たな監事に就任した。</p>	措置済み
<p>2 公益財団法人山口県国際交流協会</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について</p> <p>ア 監事監査のあり方について</p> <p>ある監事は税理士として報酬を得て税務申告書の作成指導を行っており、その監事としての独立性が保持されているか否か疑問である。このような疑問の残る外観を呈しないためにも、監事監査のみか、または</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部国際課)</p> <p>平成 28 年度評議員会 (H28. 6. 17) において、現在の監事の辞任と新たな監事の選任を行ったことにより監事としての独立性を保持した。</p>	措置済み

会計業務の指導及び税務申告書の作成指導を行うように改めるべきである。

【意見】

② 現物管理について

ア 固定資産の管理について

固定資産に関する管理台帳はあるが、現物に貼付される備品シールの番号が管理台帳に記入されていないため、現物と台帳の照合が出来ない。また、備品シールが添付されていないものがサンプルの12点中4点あった。現在、固定資産管理に関する詳細な規定がなく、現物実査も義務付けられていない。より具体性を持たせた管理規程を作成する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際課)  
協会の移転(H27.7.7)に伴い、すべての備品の確認を行い、「備品シール」を添付するとともに、台帳整理を行った。

措置済み

③ 出納(収入、支出)及び決算書について

イ 賞与引当金の未計上について

山口県国際交流協会では、平成26年夏季賞与を平成25年12月から平成26年5月までの支給期間について支給したが、同協会の平成25年度の財務諸表には賞与引当金が計上されていない。なお、賞与引当金は、公益法人会計基準においてもその計上や、期中増減に係る明細の作成も求めている(「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11日)12(1)、13(5)2)。

【指摘】

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際課)  
平成28年度当初において、賞与引当金について、その実務に関して税理士に相談したところ、「強制事項」ではないので現状でよいとのアドバイスがあった。

また、国際交流協会といった極小規模の事業所では中・四国地区で計上している県はなかった。

しかしながら、公益法人会計基準の趣旨は十分に理解しており、今後とも適切に処理していく。

措置済み

④ 契約等について

ウ 研修員の派遣に伴う身元保証契約等について

(ア) 当協会では、海外(特に南米)に移住した山口県の2世や3世等を対象に、県内の大学への留学や県内企業への研修を受け入れる事業を行っている。これは、現地の山口県人会を通して山口県に推薦があり、県が各企業や学校へ依頼するものである。

ところで、各大学や各企業へ派遣する際に、派遣先で研修員が、例えば機密事項漏洩に伴う賠償等の問題を起こした際の対処を、身元保証人である山口県と派遣先企業とで締結する必要があるのではないかと思われる。また、受入企業側も万が一受けた損害を山口県が保証してくれることが分かっていると、ある程度の安心感を得られると考える。一方で、研修員(労働者)を過度な長時間勤務に服させることが無いようにするなどの権利を、保護することも併せて取り決めしておく必要もある。

【意見】

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際課)  
機密事項漏洩に伴う賠償等を定めた覚書を交わすことについて、平成28年度の研修員より適用した。

措置済み

(イ) 受入企業への謝礼金の取扱いについて

受け入れ企業に対しては謝礼金を支払っているが、謝礼金の基準が定められていない。当協会の規

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際課)  
研修生の受け入れに関しては事業主側の姿勢が一律ではなく、画一的な基準によ

措置済み

定として細則を定めておくと、透明性・客観性が保たれると考える。

【意見】

(エ) 受託者（国際交流協会）と受入研修員との誓約書の作成について

誓約書の条項として、守秘義務や個人情報保護を徹底させる条項を入れる必要がある。特に昨今では、知的財産侵害による技術流出が問題視されており、意識を徹底させることが重要である。

【意見】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

ア 山東省との姉妹提携調印文書と山東省友好交流促進事業の整合性について

この事業は昨今では、山東省から山口県への研修員が1名来ているのみであり、友好提携にある「平等互恵の原則」を達しているかに疑問がある。特に山口県から山東省へのベクトルに関する事業の実施が無い状況で、当事業を継続することは調定内容に矛盾すると考える。単に継続事業であることや、なし崩し的に続けているのでは意味はなく、事業の効果について山口県としてどのように検証しているかを示すべきである。

【意見】

#### 4 公益財団法人山口きらめき財団

(2) 指摘事項及び意見

④ 契約等について

ウ 長期継続契約について

秋吉台国際芸術村の屋外清掃業務については、毎年「公益社団法人美祢市シルバー人材センター」と単独随意契約を締結している。当該契約は、財団の会計規程第39条第1項第3号チ「施設及び設備の維持管理業務」に当たるため、長期継続契約（複数年契約）も可能であるが印紙税が増えることを理由に単年度契約をしている。事務手続きの効率化の観点から、長期継続契約も検討する必要がある。

【意見】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

エ 助成事業の審査時期について

平成25年度の支援事業において、育成支援コースのスタートアップ助成事業として、よしき軽井沢通り実行委員会による「心通い合う よしき軽井沢通り」という事業（以下、本事業）が助成金申請されている。本事業は、平成25年4月28日に主要イベントとして開催されているが、助成金事業の申請受付は事業実施後の平成25年5月27日になされている。

り額を定めることは困難であるが、平成28年度の謝礼金の支払いから受け入れ事業主の状況等を反映し、透明性・客観性を確保したうえで処理ができるよう、真摯に対応していく。

（主務課・室 観光スポーツ文化部国際課）

守秘義務や個人情報保護を徹底させる条項を入れた誓約書の徴取について、平成28年度の研修員より適用した。

措置済み

（主務課・室 観光スポーツ文化部国際課）

平成28年度より「海外自治体職員研修受入事業」として位置付けを見直した。

また交流事業の改善については、周年事業等を活用して効果的な事業展開や相互交流の構築など新たな取組を実施していくことを決定済である。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

指定管理期間の更新に当たり、長期継続契約・単年度契約の両面から検討した結果、印紙税節約等のメリットが大きい単年度契約によることとした。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

事後審査の問題を解消するためには、募集・決定スケジュールを少なくとも1ヶ月前倒しする必要があるが、申請団体からは3月末までの募集を強く求められている。このため、28年度の募集についても3月末を締切としたが、申請74件中、審査委員会（H28.4.26）までに事業を実施する案

措置済み

そもそも助成金の応募期間は、平成 25 年 3 月 1 日～同年 5 月 31 日までとされており、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までに開催されるものが対象事業とされている。また、一次審査は平成 25 年 6 月 12 日、書類審査（審査会審査）は平成 25 年 6 月 14 日とされている。これらのタイムスケジュールから考えて、本事業については助成対象期間の事業であるものの、事業開催が助成金交付審査に先行してしまうという結果になる。ここで、申請団体としては、予め助成金の交付を受けられるか否か不透明な状況で事業を開催することとなり、助成金の交付を得られない場合を想定した事業にならざるを得ないことから、保守的な開催となる可能性が高く、真の意味でスタートアップの助成に繋がるか否か疑問が残る。結果として本事業は助成金の交付を得られたが、事業開催前に交付を得られることが分かっていたら、事業実施団体としても、より一層充実したコンテンツを取り込んだ事業になった可能性もあったと言える。

なお、平成 26 年度からは当該矛盾点を可能な限り改善すべく、平成 26 年 1 月 10 日～3 月 31 日を募集期間とするよう前倒しを行い、一次審査も平成 26 年 4 月 21 日とした。正確には 4 月 1 日～21 日までに開催される事業については事後審査になるが、概ね改善措置としては望ましい方向で採られている。

【意見】

オ 交流ネットワーク事業 情報誌発行事業について

男女共同参画をはじめ、文化、県民活動に関する情報を掲載した新たな財団情報誌「ピュアネット」を発行している。発行は年 2 回（9 月・3 月）に各 10,000 部ずつとなっており、発行先については市町、公民館、図書館、施設等に配布されている。この点、10,000 部を配布しても、その先の各一般市民へ行き届いているか否か不明である。ともすれば、配布した先で余剰冊子となって処分している可能性も否定できない。そのため、各配布先に対して定期的に消費状況を確認し、10,000 部の情報誌が県民に浸透しているか、過剰なのか、不足なのか調査する必要があると考える。

【意見】

カ 情報ライブラリー事業について

家庭・地域・職場における女性問題や男女共同参画社会づくりをはじめ、広く県民の意識啓発と学習機会の拡大を図るため、財団のライブラリーを整備している。内容としては、図書・ビデオ・DVD を整備し、無料で県民に貸出しを行っている。男女共同参画社会づくりの意識高揚を目的としている事業であるものとしては、県民への周知徹底が弱く、広く県民の知る場所となっていない。ピュアネットの情報誌にライブラリー紹介のページがあるものの、貸出場所などの情報も無く、利用者の利便性を考えると PR の方法を再考すべきである。

【意見】

件はなく、事後審査の問題は生じなかった。

こうしたことから、今後事後審査の案件が生じた場合は、そのことによって不利な取扱いにならないよう適切に対処することとし、当面は大多数の申請団体の利便性に配慮し、募集・決定スケジュールは現状のままとする。

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成 27 年度にピュアネットの配布先・配布部数を見直した結果、県・市町関係を除き複数配布している機関・施設は、山口県婦人教育文化会館など 18 件となっている。これらについては、現在、過不足を確認しながら配布を行っている。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

情報ライブラリー事業については、平成 28 年 4 月 1 日に県が男女共同参画の拠点施設と位置付けている山口県婦人教育文化会館へ移管し、一元化を図った。

今後、同会館のライブラリーとの相乗効果が期待できる。

措置済み

5 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

(2) 指摘事項及び意見

① 出納(収入、支出)及び決算書について

【特別会計】

イ 特別会計が法人税法上の収益事業に該当するか否かの検討の必要性について

会議室使用料収入については、要望があれば貸出しを行っており、社会福祉関係団体等に限定した貸出しとはなっており、国・地方公共団体の目的のためのみという使用制限もないため、民間の第三者への貸出し等は収益事業に該当するのではないかと思われる。再度、検討する必要がある。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

会館の社会福祉関係団体以外への貸出し及び各施設に設置している自動販売機の販売手数料について、平成27年度に専門家(公認会計士)に相談し、税務署に確認した結果、税法上の収益事業に該当するという事であったため、申告手続きを行い、所得税を支払った。

今後も毎年、所定の手続きを行うこととしている。

措置済み

6 公益財団法人山口県健康福祉財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

キ 情報公開に関連する事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成28年度から、事業報告書で事業計画の達成状況が明示できるよう、事業計画作成時に目標数値を掲げることとし、本年3月17日に開催した理事会で平成28年度事業計画(目標値計上)が承認された。来年の事業報告書作成時には、この目標値に対する達成状況を記載する。

今後は今年度と同様、毎年度、事業計画で目標値を定め、事業報告で目標値に対する達成状況を記載する。

措置済み

12 公益社団法人山口県青果物基金協会

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

オ 個人情報の保護及び情報公開について

個人情報の取扱いに関する規程は整備されておらず、また検討した形跡も見当たらない。業務上知りえた個人情報を管理することは事業者としての義務であり、情報が漏えいすると信用の失墜に繋がることから早急な対応が必要である。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農業振興課)

平成27年度に個人情報保護規程及び特定個人情報保護規則を作成した。

措置済み

ケ 情報公開について

報酬等の支給の基準を記載した書類も、誤解のないように注記などを加えた上で公開することが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農業振興課)

平成27年12月2日に役員報酬規程をインターネット上に公開した。

措置済み

1.3 一般社団法人無角和種振興公社

(2) 指摘事項及び意見

② 現物管理について

イ 備品の管理について

備品の管理については、物品表示票（以下「シール等という。」）をそれぞれ現物に貼付しているが、当公社の会計処理規程では、シール等で管理することが明確になっていない。当公社においても、シール等で管理する方が現物と備品台帳との対応関係が明確となり望ましいので、会計処理規程の改定等を検討する必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)  
意見の趣旨を踏まえ、平成28年度に備品等を適正に管理するために「会計処理規程」を見直した。

措置済み

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

ア 会計処理規程の改定について

会計処理規程第24条で、「支払の場合には相手先の受領書の收受を必ず行わなければならない。」と規定している。そして、支出命令書兼支出伝票には支払相手先から受領印をもらう様式となっている。

従って、規程上は、銀行振込したものに対しても相手先から一様に受領印をもらわねばならないと読み取れるが、実際は、銀行振込したものについては、金融機関の発行する振込受領書で代用している。これは、規程に反した処理となるが、実務上は、請求書と振込受領書を証憑書類とすることで問題ないと考えられることから、規程を実務に合わせて改訂する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)  
指摘の趣旨を踏まえ、平成28年度に会計処理の実態に合致するよう「会計処理規程」を見直した。

措置済み

イ 素牛生産業務である子牛の購入手続について

購買規程等が整備されていないため、発注何書や検収書等の様式がなく、また、購買手続も具体的に定められていない。子牛の購入について監査したところ、購入時や検収時に上司による確認と承認の書類等が残されておらず、購入予定の子牛について現物確認をした担当者が上司に口頭で報告し、口頭で承認を得ているということであった。子牛は購入後に資産計上されることもあり、重要性の高い購買活動と言える。

従って、発注何書等により上司の確認と承認を得ること及び、検収結果についても上司の確認と承認を得てから支払手続に入ることが必要と考えるため、購買手続きについて規程の整備が必要である。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)  
指摘の趣旨を踏まえ、平成28年度に購買手続を明確にするため、「会計処理規程」を見直した。

措置済み

④ 契約について

イ D社との委託契約について

D社との委託契約が自動更新されているが、個人情報保護、暴力団排除条項の記載など、法令改正や、社会情勢に応じて契約条項の見直し等が必要と考える。

また、県は公社に対して、契約書の記載事項ほかの

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)  
契約書に係る条項や契約内容を見直した上で、平成28年度契約を締結した。

措置済み

会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

さらに、D社とは牧場の整備管理等の委託契約であるが、単価の見直し等が行われておらず、当初締結した契約内容が長く続いている。燃料等、経済動向により実態は大きく変動するものもあり、契約内容を毎期検討する必要がある。

【意見】

1.4 一般社団法人やまぐち森林担い手財団

(2) 指摘事項及び意見

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

ウ 決算書について

(ウ) 有価証券について

有価証券は、平成28年3月20日償還の第227回10年利付国債であり、満期保有目的の債券である。取得価格は218,402,800円であり、取得価格をもって貸借対照表価額としているが、償還金額は220,000,000円であることから償却原価法を適用して、取得価格と償還金額の差額については取得から償還までの期間に対応させて受取利息を計上すべきである。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林企画課)  
財団への指導を行い、受取利息については、平成27年度決算（正味財産増減計算書）において適切に計上している。

措置済み

1.7 一般財団法人山口県施設管理財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 監事監査のあり方について

現在、税理士である監事に対して会計顧問、税務顧問として税理士報酬を支払いながら、監事監査が行われている。しかしながら、外部の目から判断して、監事監査の独立性に疑義が生じることになるため、他の独立した税理士に会計顧問・税務顧問を依頼する等監事監査か、会計顧問、税務顧問のどちらかを依頼する方が望ましい。

【意見】

(主務課・室 土木建築部都市計画課)  
平成28年3月に会計顧問及び税務顧問契約を廃止し、これ以降、業務上、会計・税務相談が必要な場合は、税務署の相談窓口を利用することとした。これにより、会計・税務と監査の独立性を確保した。

措置済み

② 現物管理について

(イ) 財団会計規則第19条の規定によると、什器備品整理簿を備えることになっているが、同整理簿が作成されていない。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部都市計画課)  
平成27年4月1日に会計規程を一部改正し、様式の一部見直しを行った。見直しの後、備品の所在を確認しつつ什器備品整理簿を整理した。

措置済み

1.8 公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター

(2) 指摘事項及び意見

<p>② 現物管理について</p> <p>イ 固定資産について</p> <p>会計処理規程では、固定資産については、「固定資産台帳を備える」との記載があるが、固定資産である車両について備品台帳で管理している。</p> <p>車両については、「車両使用承認簿」という書類にて管理がされているが、それに関する規程がない。車両管理規程まで設けるかは判断ではあるが、規程が整備されて運用がなされるべきであると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>ウ 備品について</p> <p>備品については、物品管理簿の運用を規程に織り込むのが良いと考える。例えば、「管理番号を付し管理を行う。」という条項を織り込む。又、「年に1回、現物実査を行い、使用できないものについては上司の承認を経て除却を行うことにする」。「応接セット等4セット等で使用するものは、4-1、4-2等の枝番を使い、それらの設置場所等の記載をする」等である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)</p> <p>平成28年7月末をもって現在運用中の車両を廃車し、廃車以後は新たに車両を配備する計画がなく、車両管理規程は不要となった。</p> <p>(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)</p> <p>物品管理簿については備え付けており、平成27年12月末に管理番号を付した現物管理の整備を完了し運用している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	----------------------------